

パートナーシップ構築宣言

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。当社は、取引先から見積もりを取得し、その内容を確認したうえで、適正な対価を支払っております。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、契約条件については書面での明示・交付を行います。

③ 手形などの支払条件

当社は、すべての取引において振込（現金）にて支払いを行っており、手形の発行は一切行っておりません。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

当社では、発注に際して仕入先に納期を確認し、職人には工期を確認したうえで工程を調整しています。取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。無理のない工期で取引先と協力できる体制を構築しています。災害時等においては、下請事業者が取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当社は、住宅リフォーム工事業を営む中で、設備機器メーカー、問屋、大工等の職人など多様な取引先と連携しております。これらの取引先を通じ、消費者の声やニーズをメーカーへ積極的にフィードバックすることで、サプライチェーン全体の付加価値向上を図ります。

群馬県および高崎市の後援のもと、耐震・断熱リフォームに関する無料セミナーを定期的に開催し、地域住民に対して省エネおよび防災の重要性を周知する取組を行っています。また、災害時の復旧を含めた BCP の意識を共有し、信頼関係に基づく持続可能な協力体制の強化を目指します。

2025 年 05 月 07 日

株式会社スカワ 代表取締役 須川光一